

**令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により
被害を受けられたみなさまにお見舞いを申し上げます**

このたびの令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますので、ご利用くださいますようご案内申し上げます。

■ご契約に関するご相談等

・お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-255-400 (平日 9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

■事故のご連絡

・傷害保険

フリーダイヤル 0120-559-336 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・所得補償保険

フリーダイヤル 0120-113-136 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・医療保険

フリーダイヤル 0120-733-367 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・火災保険、新種保険

フリーダイヤル 0120-550-346 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・一時払退職者傷害保険

フリーダイヤル 0120-400-811 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

※なお、夜間・休日の受付につきましては、フリーダイヤル 0120-550-346 にて承っております

また、このたびの令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

（※）災害救助法適用日から6ヵ月後の月末までを限度として猶予させていただくものです。

**<令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により災害救助法が適用された地域につきましては、
次頁をご参照ください>**

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により
災害救助法が適用された地域について

<2019年8月28日現在>

災害救助法適用市町村	法適用日
【佐賀県】 佐賀市 （さがし） 唐津市 （からつし） 鳥栖市 （とすし） 多久市 （たくし） 伊万里市 （いまりし） 武雄市 （たけおし） 鹿島市 （かしまし） 小城市 （おぎし） 嬉野市 （うれしのし） 神埼市 （かんだきし） 神埼郡吉野ヶ里町 （かんだきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町 （みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町 （みやきぐんかみみねちょう） 三養基郡みやき町 （みやきぐんみやきちょう）	2019年8月28日

災害救助法適用市町村	法適用日
東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	